

新発田市不妊治療費助成事業のご案内

新発田市では、子育て支援事業として不妊治療に要する医療費についての助成をしています。

◆ 対象者

新発田市に住所を有する法律上の婚姻をしている方で、市税の滞納がなく、医師が認める不妊治療を受けた方（原則、法律婚としますが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の方も対象とします。）

※新潟県特定不妊治療費助成事業に該当する不妊治療も対象となりますが、県事業が優先となります。（県の制度の問い合わせ：新発田地域振興局 TEL26-9132）

※夫婦それぞれで治療を受けた場合は、1人ずつ申請することができます。

※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療等一部対象とならないものもあります。

◆ 助成内容

申請日の前1年以内（ただし転入の方は転入以降）の不妊治療にかかった下記の費用に対し助成します。

①不妊治療検査及び診療にかかる保険診療費の一部負担金

②保険適用外医療費の自己負担分

※受精胚等の管理料は含みますが、入院費、食事療養費、文書料、消費税等は除きます。

※数年にわたり、複数回申請する場合は、それぞれの申請における治療期間は重複することはできません。

◆ 助成金額

上記①、②の合計額の1/2を助成（県事業を申請した場合はその金額を控除します）

※ただし1年度につき1回、10万円を限度に通算5年間助成します。

◆ 助成回数

1年度（4月1日～翌年3月31日まで）につき1回。通算5回とします。

◆ 申請方法

下記の書類等を揃え、提出してください。

<婚姻をしている方>

①新発田市不妊治療費助成金交付申請書

②保険医療機関等証明書

（新発田市の証明書を使ってください。県に申請する時の医療機関証明書の写しは使わないでください。）

③不妊治療を受けた医療機関等が発行する領収書と明細書（原本）

（領収書と明細書が2つ揃っていないと助成対象外となります。）

④県の助成を受けた方は、その交付決定通知書

（これが手元に届き、書類がすべて揃った時点で市へ申請してください。）

⑤夫婦の住所が異なる場合は、戸籍謄本

～裏面もあります～

<事実婚の方>

- ①新発田市不妊治療費助成金交付申請書
- ②保険医療機関等証明書
(新発田市の証明書を使ってください。県に申請する時の医療機関証明書の写しは使わないでください。)
- ③不妊治療を受けた医療機関等が発行する領収書と明細書(原本)
(領収書と明細書が2つ揃っていないと助成対象外となります。)
- ④県の制度の助成を受けた方は、その交付決定通知書
(これが手元に届き、書類がすべて揃った時点で市へ申請してください。)
- ⑤お二人の戸籍謄本及び住民票
- ⑥お二人の住所が異なる場合は、事実婚関係に関する申立書

※申請書と医療機関等証明書は、下記の窓口にてお渡ししていますが、市ホームページでもダウンロードできます。

提出先・お問合わせ先

新発田市子ども家庭センター健やか育児支援係
【電話】

□豊浦地区公民館内 0254-28-0415

□サテライト事務所 0254-26-3257
(市役所本庁舎2階子ども課内)